

市民参画及び協働によるまちづくり条例改正案

資料2

【地域自治協議会 役割】

素案 奈良市自治連合会中間報告書	
条	第〇〇条 (地域自治協議会)
第1項	1 市民は、地域の課題解決を図り、地域一体となって住みよい地域をつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。
第2項	2 地域自治協議会は、当該地区のすべての市民に関わられたものとし、民主的に地域における地域づくりを進めるものとする。
第3項	3 地域自治協議会は、当該地区の市民の意見を集約したうえで、地域づくりの目標や活動方針等を定めた地域自治計画に基づき、地域づくりを進めるものとする。
第4項	4 市は、地域自治協議会が進める地域づくりに対して、必要な支援を行うものとする。
第5項	5 市は、地域自治協議会との協議により、市が行っている事務事業の一部を地域自治協議会に委ねることができる。
	委任事項の記述なし。

改正案1	
事務局案	理由
第8条の2 (<u>地域自治協議会の役割</u>)	条例第8条（学校の役割）の後に追加。
1 市民は、地域の課題解決を図り、地域一体となって住みよい地域をつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。	素案のまま
2 <u>地域自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行い、主体的に地域づくりを進めるものとする。</u>	素案第2項、第3項を一つにまとめた。
削除	素案第4項は条例第9条第2項で掲げられているため。
規則での検討。	素案第5項は運営に関する必要事項として別に規則に掲げる。
3 <u>前項に定めるもののほか地域自治協議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。</u>	素案にない委任事項を追記。

改正案2	
事務局案	理由
第8条の2 (<u>地域自治協議会の役割</u>)	条例第8条（学校の役割）の後に追加。
1 <u>市民は、地域の課題解決や地域一体となる住民自治の推進に努めるものとする。</u> <u>その推進にあたり、市民は地域自治協議会を設置し、市長の認定を受けるものとする。</u>	素案第2項、第3項の内容を「住民自治の推進」という記述に置き換え、第1項と一つにまとめた。
削除	素案第4項は条例第9条第2項で掲げられているため。
規則での検討。	素案第5項は運営に関する必要事項として別に規則に掲げる。
2 <u>前項に定めるもののほか地域自治協議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。</u>	素案にない委任事項を追記。